

生駒市規則第 1 3 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 9 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則 (平成 6 年 7 月生駒市規則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中生活環境部の項中

「衛生処理場 施設係
環境管理課 計画係 環境保全係 環境整備係」を

「 衛生処理場 施設係
環境管理課 計画係 環境保全係 環境整備係」に改める。

第 9 条の 3 庶務係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第 1 0 条の 2 情報公開係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 1 4 条庶務係の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号を第 1 0 号とする。

第 2 3 条支援係の項中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 障害程度区分の認定に関すること。

(8) 障害程度区分認定審査会に関すること。

第 4 5 条第 1 項中「、衛生処理場にあつては場長」を削る。

第 4 7 条の見出し中「所長」の次に「、場長」を加え、同条第 1 項中「衛生

処理場にあつては場長補佐、竜田川浄化センターにあつては副所長」を「子どもサポートセンター及び竜田川浄化センターにあつては、副所長」に改め、「所長に限る。以下同じ。）」の次に「、場長（衛生処理場の場長に限る。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「所長」の次に「、場長」を加える。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第2条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表1の項中「、消防部長」を削り、同表2の項中「市長事務部局の参事及び次長」を「市長事務部局の次長」に改め、「、選挙管理委員会事務局の局長」を削り、「参事及び次長、消防本部の参事」を「次長、消防本部の本部次長及び次長」に改め、同表3の項中「副参事」を「参事」に、「市民活動推進課の主幹、人権文化センターの所長、衛生処理場の場長」を「生活安全課の主幹」に改め、「農業委員会事務局の局長」の次に「、選挙管理委員会事務局の局長」を加え、同表4の項中「市民活動推進課」を「生活安全課」に改め、「、清掃リレーセンターの所長」を削り、同表5の項中「課長補佐」を「副参事及び課長補佐」に、「人権文化センターの副所長」を「人権文化センターの所長」に、「保育所の園長」を「子どもサポートセンターの副所長、保育所の園長、清掃リレーセンターの所長」に、「衛生処理場の場長補佐」を「衛生処理場の場長」に改め、「農業委員会事務局の局長補佐」の次に「、選挙管理委員会事務局の局長補佐」を加える。

（生駒市予算規則の一部改正）

第3条 生駒市予算規則（昭和40年1月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、衛生処理場長」を削り、「消防部長」を「消防本部の本部次長及び次長」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。